する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$G_{25} = \underline{0.018}$

$G_{26} = 0.014$

$G_{27} = \underline{0.013}$

$G_{28} = 0.0007$

$G_{29} = 0.0007$

$G_{30} = 0.00063$

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{24} = 0.042$

$C_{25} = \underline{0.042}$

$C_{26} = 0.032$

$C_{27} = \underline{0.031}$

$C_{28} = 0.0016$

$C_{29} = 0.0015$

$C_{30} = 0.00146$

算式ⅩⅧ

$$\frac{\sum_{n=24}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$G_{25} = \underline{0.015}$

$G_{26} = 0.014$

$G_{27} = \underline{0.001}$

$G_{28} = 0.0007$

$G_{29} = 0.0007$

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{29}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{24} = 0.042$

$C_{25} = \underline{0.034}$

$C_{26} = 0.032$

$C_{27} = \underline{0.002}$

$C_{28} = 0.0016$

$C_{29} = 0.0015$

算式ⅩⅧ

$$\frac{\sum_{n=24}^{29}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

第明治三二十種五郵年三月物三十認一可日